

第5期第20回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年2月24日(金) 午後2時00分から午後2時55分
2. 開催場所 穂別町民センター 会議室
3. 出席委員 ○(24名)
4. 欠席委員 △(1名)

1番	中澤 浩	○	11番	前田 良紀	○	21番	青木 茂美	○
2番	星 力	○	12番	平島 道弘	○	22番	紀藤 文秀	○
3番	佐田 正彦	○	13番	佐々木 保成	○	23番	宮田 広幸	△
4番	石崎 代里子	○	14番	上杉 俊光	○	24番	藤江 政利	○
5番	森山 幸治	○	15番	綱木 信照	○	25番	中島 勝美	○
6番	永田 寿明	○	16番	内海 卓	○			
7番	藤岡 健人	○	17番	柴田 文広	○			
8番	伊藤 正人	○	18番	池本 茂	○			
9番	貞廣 賢治	○	19番	佐々木 諭	○			
10番	土田 泰弘	○	20番	小野寺 眞一	○			

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件
- 第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件
- 第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件
- 第6 報告第4号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件
- 第7 報告第5号 むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件
- 第8 報告第6号 人事異動の発令に関する件
- 第9 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第10 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 成田 忠則、主査 大捕 悠生
 穂別支局－支局長 藤江 伸、主査 藤野 真稔

7. 会議の概要

主 幹	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会 長	【会長挨拶】
議 長	本日の出席委員は24名です。欠席は、23番・宮田委員です。定足数に達しておりますのでただ今から第5期第20回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。 それでは議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、18番・池本 茂委員、19番・佐々木 諭委員の両名を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	それでは、両名に決定いたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告6件、議案2件の合わせて8件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えます。 日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	【報告第1号、朗読及び説明】 2ページになります。 1番・2番については、借主であった●●さんの経営規模縮小により解約に至ったものです。新たな借り手については、議案第2号にてご提案させていただきます。 3番については、貸主である●●さんが、当該地の一部を植林することによりその部分を解約にいたったものでございます。ここで、本日お配りしている別紙を参照してください。 (別紙参照) 農地の植林行為は、4条転用・5条転用の案件となりますが、問17及び問51にあるとおり、地目が採草放牧地に限る4条転用、所有者自らが採草放牧地以外とする行為を行う場合、4条規制対象外となりますので適法と判断し、当解約を受理したものでございます。 参考ですが、採草放牧地に所有者以外が転用を行う5条転用案件は規制が入るため許可行為が必要ですが、5条に相当する植林の場合や、田・畑に植林する場合は、農用地区域内農地は当然不許可となり、農用地区域外農地であっても、町内農地は第1種農地に区分される場合がほとんどのため、問100のとおり原則不許可となりますことをご承知おきください。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、報告第1号は承認することに決定いたします。
日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 【報告第2号、朗読及び説明】
1月につきましては、議案に記載のとおり、2月10日川西地区及び川東地区委員会を開催しております。
川西地区においては、利用集積計画の利用権設定5件について審議した結果、いずれも適当と判定してございます。
川東地区においては、利用集積計画の利用権設定3件について審議した結果、いずれも適当と判定してございます。以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。報告第2号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、報告第2号は承認することに決定いたします。
日程第5 報告第3号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 【報告第3号、朗読及び説明】
5ページになります。
先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。

議長 ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。

あっせん委員長 1番・2番ともに事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。

議長 ありがとうございます。報告第3号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、報告第3号は承認することに決定いたします。
日程第6 報告第4号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 【報告第4号、朗読及び説明】
7ページ・8ページに申出書の写しを添付してございます。
昨年12月総会でご承認いただきました集積計画に基づき、所有権が北海道農業公社

主 査 に移り、売買代金の支払いが完了したことから、5年後の売り渡しまでの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出が公社よりありました。

この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては議案第2号にてご説明申し上げます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第4号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第4号は承認することに決定いたします。

日程第7 報告第5号「むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第5号、朗読及び説明】

農振整備計画の変更に係る件でございます。

10・11ページに照会内容がありますが、いずれにおいても、農業振興上の観点や周辺農地への影響といった点からも、特に問題がないと判断し計画変更にも異議がないとして12ページのとおり回答しておりますので、ご報告申し上げます。

なお、報告第1号で植林のご説明をしました●●さんについては、農用地区域からの除外ということで11ページ3番に記載がありますが、解約に至った面積と除外面積が異なっております。これは、植林面積と報告の解約面積は一致しておりますが、その一部が農用地区域となっていたため、除外面積が異なっておりますことを申し添えます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第5号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第5号は承認することに決定いたします。

日程第8 報告第6号「人事異動の発令に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第6号、朗読及び説明】

議案に記載のとおり、平成29年1月31日付けで大友三成前局長が町長部局へ出向となり、その後、すでに周知のとおり退職辞令を町長より受けてございます。

翌日2月1日付けで成田主幹が事務局長として発令されております。

なお、12月20日付けで主幹に発令された際、産業振興課長との併任発令となっておりますが、引き続き併任となっておりますことをご報告申し上げます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第6号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、報告第6号は承認することに決定いたします。
議長 日程第9 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主査 【議案第1号、朗読及び説明】

15ページになります。

1番については、●●さんの経営農地に隣接する農地であり、経営地として利用するため売買を行うため申請があった案件です。

2番については、28年12月総会で利用権を設定していた農業者が経営規模縮小により合意解約したことを報告した農地でございますが、●●さんが構成員となっている法人へ使用貸借により農地を提供することとなったため、申請があった案件です。

以上2件、いずれの農地につきましても、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

16ページから19ページまで、図面、調査書を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

20番 1・2番について、現地を確認してきましたので、報告いたします。

1番については、●●さんの経営地と隣接しており、一体的かつ効率的に耕作を行うため売買をする案件です。また、2番についても事務局の説明のとおり、●●さんへ使用貸借する案件ですが、こちらも経営地と隣接されております。

いずれの農地においても牧草を作付する計画であり、これまでも経営地では適正に耕作されていることから、今後も適正に耕作され、周辺の農地への影響はないものと判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありますか。

(質問、意見なし)

主査 質問意見がありませんので、議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。

日程第10 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、●●

議 長 委員が被設定人となっているため、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第2号、所有権移転関係、朗読及び説明】
21ページから、所有権移転2件です。
1番・2番は、ともに報告第3号でご報告申し上げました、あっせんに伴う所有権移転となっております。
続いて、24ページから利用権設定8件です。
期間満了による継続案件となっているものが、1番・6番・8番となります。
2番から5番は報告第1号でご説明したとおり、これまで利用権を設定していた南山さんが規模縮小により解約されたため、それぞれ地域の担い手に新たに利用権を設定する案件となっております。
7番は報告第4号でご説明したとおり、北海道農業公社へ買い入れ協議による所有権移転が終了したため、利用権を設定するものです。
以上、所有権移転2件3筆、利用権設定8件15筆でございますが、この計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
所有権移転関係は、22・23ページに、利用権設定関係は26～33ページに図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の第21回の総会の開催日は、3月24日に召集いたしますので、よろしくお願いたします。大変お疲れ様でした。